

(様式7)

事業計画書目次

[磯子 区]

3款 2項 1目

区庁舎・区民利用施設管理費 (単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
1	区庁舎管理費	171,713	168,949	169,239	167,461	2,474	1,488	
2	区民利用施設管理費	566,957	537,658	524,506	502,695	42,451	34,963	
	計	738,670	706,607	693,745	670,156	44,925	36,451	

令和5年度 事業計画書

事業区課	磯子区	総務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
予算区分	区庁舎・区民利用施設管理費	区庁舎等	1	目	枝番号	
歳出予算科目	一般会計	3	款	2	項	
事業名称	区庁舎管理費			政策番号		政策指標
					施策番号	
						施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	171,713			2,764		168,949
令和4年度	169,239			1,778		167,461
増△減	2,474	0	0	986	0	1,488

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予 事業費	152,465	154,376	175,604	171,703	171,703	171,703
算 市債+一般財源	148,283	150,260	171,640	168,939	168,939	168,939
決 事業費	153,479	152,717	186,012			
算 市債+一般財源	149,457	149,549	184,118			

事業概要	区庁舎等の維持管理を行います。	
事業開始年度	平成6年	
根拠法令・方針決裁等	横浜市区庁舎管理規則等	
運営方針等との関連		
事業目的・効果 (必要性)	区庁舎等の適正な維持・管理を目的とします。 法律等に基づいて施設の維持・管理に必要な清掃・点検等を行います。	
事業スケジュール	通年で実施します。	

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	区庁舎	155,106	153,070	2,036
②	行政サービスコーナー	0	0	0	
③	区民活動支援センター	804	804	0	
④	土木事務所	10,532	10,522	10	
⑤	区庁舎修繕費	5,271	4,843	428	修繕箇所数の増
	細事業合計	171,713	169,239	2,474	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	予算調整	係
	角田 恭子	中川 敦之	山口 南	

令和5年度 事業計画書

事業区課	磯子区	地域振興課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2, 3
予算区分	区庁舎・区民利用施設管理費	区民利用施設					
歳出予算科目	一般会計	3 款	2 項	1 目	枝番号	前年度事業名称	
事業名称	区民利用施設管理費			政策番号	政策指標	施策番号	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	566,957			29,299		537,658
令和4年度	524,506	0	0	21,811		502,695
増△減	42,451	0	0	7,488	0	34,963

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子 事業費	519,637	526,833	526,439	566,957	566,957	566,957
算 市債+一般財源	497,363	504,539	503,898	537,658	537,658	537,658
決 事業費	518,503	512,365	513,617			
算 市債+一般財源	496,772	498,832	491,595			

事業概要	区民利用施設の管理運営を行います。
事業開始年度	平成6年度
根拠法令・方針決裁等	横浜市公会堂条例等
事業目的・効果 (必要性)	地域住民が身近な場所で文化、スポーツなどの事業を行い、地域社会の連携の強化を促進することを目的としています。 地区センター等については多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図る指定管理制度を導入しています。
根拠・データ等	各条例・要綱等に基づいて設置しています。
事業スケジュール	令和5年4月 横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会 (滝頭コミュニティハウス) 令和5年8月 横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会 (滝頭コミュニティハウス)

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	公会堂	66,409	57,474	8,935
②	地区センター	173,023	166,214	6,809	賃金水準スライド、物価高騰による増
③	集会所	0	0	0	
④	スポーツ会館	0	0	0	
⑤	ログハウス	10,507	10,000	507	賃金水準スライド、物価高騰による増
⑥	区民文化センター	136,077	131,372	4,705	賃金水準スライド、物価高騰による増
⑦	老人福祉センター	41,454	40,000	1,454	賃金水準スライド、物価高騰による増
⑧	老人憩いの家	0	0	0	
⑨	コミュニティハウス(条例型)	26,370	25,314	1,056	賃金水準スライド、物価高騰による増
⑩	コミュニティハウス(学校施設活用型)	46,764	46,864	▲100	備品購入の必要がなくなったため
⑪	スポーツセンター	48,485	46,000	2,485	賃金水準スライド、物価高騰による増
⑫	広場・遊び場	468	468	0	
⑬	国際交流ラウンジ	16,500	0	16,500	新規開設による
⑭	区民利用施設小破修繕	900	800	100	修繕案件の増
⑮		0	0	0	
⑯		0	0	0	
⑰		0	0	0	
	細事業合計	566,957	524,506	42,451	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域活動
	大蔭 直子	江場 貴之	山本 尚子

区民利用施設施設概要等一覧(委託・補助)

概要(磯子区)

種別	事業目的・概要	根拠法令等	名称	所在地	構造	施設内容	管理運営団体	開館年月日
公会堂	指定管理者制度による管理運営を行います。	横浜市公会堂条例	磯子	磯子3-5-1	SRC造 地上7階・地下3階のうち1〜3階	講堂ホール、会議室、和室、リハーサル室、集会室	指定管理者 ㈱清光社	平成11年11月16日
地区センター	指定管理者制度による管理運営を行います。	横浜市地区センター条例	磯子	磯子3-1-41	R C造 階上5 階下1 延床面積 3,787㎡	会議室、工作室、プレイルーム、体育館ほか	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	昭和49年10月5日
			上中里	上中里町397-2	R C造 階上2 延床面積 1,512㎡	会議室、和室、工芸室、プレイルーム、体育室ほか	指定管理者 ㈱清光社	昭和62年1月30日
			杉田	杉田1-17-1	R C造 階上12 階下1のうち4階 延床面積 1,235㎡	会議室、和室、工芸室、プレイルーム、レクホールほか	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成5年5月25日
			根岸	馬場町1-42	R C造 階上3のうち2から3階 延床面積 2,303㎡	会議室、和室、音楽室、プレイルーム、体育室ほか	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成6年4月19日
こどもログハウス	指定管理者制度による管理運営を行います。	都市公園法第2条第2項 横浜市公園条例	洋光台駅前公園	洋光台5-2	木造 階上2 延床面積 280㎡	遊具付き遊戯スペース	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成5年9月4日
区民文化センター	指定管理者制度による管理運営を行います。	横浜市区民文化センター条例	杉田劇場	杉田1-1-1	R C造 階上6階のうち4から6階 専用部分面積約3,000㎡	ホール・ギャラリー・リハーサル室、練習室、会議室、情報コーナー	指定管理者 公益財団法人横浜芸術文化振興財団/特定非営利活動法人チーム杉劇/有限会社アイコニクス/株式会社ニックスサービス共同事業体	平成17年2月5日
老人福祉センター	指定管理者制度による管理運営を行います。	老人福祉法、横浜市老人福祉施設条例	喜楽荘	磯子3-1-41	R C造 階上5 階下1 延床面積 3,787㎡の一部	大広間、浴室、機能回復訓練室、囲碁・将棋ほか室	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	昭和49年10月5日
コミュニティハウス(条例型)	指定管理者制度による管理運営を行います。	横浜市地区センター条例	滝頭	滝頭2-31-39	R C造 階上2 延床面積 562.8㎡	多目的室、会議室、学習室、図書室、絵本コーナーほか	指定管理者 一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成16年5月15日
コミュニティハウス(学校施設活用型)	管理運営を管理運営団体に委託します。	コミュニティハウス(学校施設活用型)の設置に関する要綱	浜小	磯子台23-1	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成4年4月1日
			根岸中	西町17-13	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成4年4月20日
			洋光台第三小	洋光台2-4	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成5年5月22日
			洋光台第四小	洋光台6-6-1	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成6年5月14日
			浜中	杉田30-1	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成6年5月21日
			岡村中	岡村1-14-1	学校開放施設	研修室、和室ほか	一般社団法人 磯子区区民利用施設協会	平成8年4月1日
スポーツセンター	指定管理者制度による管理運営を行います。	横浜市スポーツ施設条例		杉田5-32-35	R C造 階上2 延床面積3,509㎡	体育室、トレーニング室、ウエイトリフティング室、研修室	指定管理者 公益財団法人 横浜市スポーツ協会	昭和62年2月15日
子供の遊び場	管理運営を管理運営委員会に委託します。	横浜市遊び場要綱	田中町	田中町2-18	232㎡		田中町子供の遊び場管理運営委員会	昭和55年
			杉田六丁目ポケットパーク	杉田6-1	80㎡		杉田ポケットパーク子供の遊び場管理運営委員会	平成7年
町のはらっぱ	地元管理運営委員会に対し補助金を支出します	横浜市広場・はらっぱ要綱 区広場・はらっぱ補助金交付要綱	杉田大谷	杉田7-838-149の一部ほか3筆	1,178㎡		杉田大谷はらっぱ管理運営委員会	平成5年9月29日
			丸山第一町内会	丸山1-449-4	599㎡		丸山第一町内会 はらっぱ管理運営委員会	平成5年9月29日
			杉田四丁目	杉田4-2182-1ほか2筆	333㎡		杉田四丁目はらっぱ管理運営委員会	平成19年4月1日
			森二丁目広場	森2-15	423㎡		森二丁目広場はらっぱ管理運営委員会	平成19年4月1日
スポーツ広場			栗木	栗木2-18	11,016㎡		栗木スポーツ広場管理運営委員会	昭和60年5月26日
国際交流ラウンジ	管理運営を管理運営団体に委託します。	横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する方針・いそご多文化共生ラウンジ実施要綱	いそご多文化共生ラウンジ	磯子3-4-23	R C造 地下1階、地上5階のうち3階の一部 専用部分面積109㎡	事務スペース、相談スペース、多目的スペース	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク	令和4年2月6日